

教 育 庁

No. 1

制 度 名	要保護児童生徒援助費補助金	主管課名 問合せ先	義務教育課 管理 G 029-301-5215
目的・趣旨	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者に対し、就学に必要な援助を行う。		
[対象団体]	市町村		
[対象事業]	経済的理由により就学困難な児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者に対して、市町村が就学に必要な援助を行う事業。		
[補助要件等]	市町村が、要保護児童生徒と認定した保護者に対して、就学に必要な援助を行っていること。		
[対象経費]	学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費等 ※ 就学予定者に対する経費は、「新入学児童生徒学用品費等」に限る。		
[補助限度額等]	文部科学省が定める国庫補助限度額		
[経費負担割合]			
区分	国	県	市町村
要保護児童生徒就学援助事業実施市町村	1/2	—	1/2
[4年度当初予算額] 557 百万円 (国予算)	[4年度補助対象団体] 令和4年9月決定予定		
[備考]	生活保護法による教育扶助若しくは生活扶助によって援助されている費目については支給しない。		